



ロータリーを実践しみんなに豊かな人生を

FUJIEDA ROTARY CLUB
藤枝ロータリークラブ会報
 例会：毎週水曜日 小杉苑 藤枝市青木2-35-30 TEL 054-641-3321
 事務局：藤枝市青木1-11-10 TEL 054-647-2300 FAX 054-647-2040
 URL <http://www.fujieda-rotary.org/> E-mail club1972@fujieda-rotary.org

会長：大塚 博巳 副会長：池ノ谷 敏正 幹事：森下 敏顯 副幹事：鈴木 舜光

第2042回

● ソング 我が藤枝ロータリー
 ● ソングリーダー 畑 昇君



【水仙の花】

写真提供：鈴木 舜光君

会長報告

大塚 博巳君

4月は、「ロータリー雑誌月刊」です。

R I では毎年4月を「雑誌月刊」と定めて、「ザ・ロータリアン」また日本では公式地域雑誌「ロータリーの友」の購読をすすめています。

当クラブでは、例年会員により“ロータリーの友”を紹介して載いています。本年は小西会員が主な記事を抽出し、詳細について説明をしてくれていますので、会員の皆さん充分ご理解をされていることと思います。

本日は、その担当例会でございましたが、都合で卓話者・内容が変わりましたのでよろしくお願いいたします。

当クラブが協賛しています、“第49回藤枝市少年サッカーリーグ戦の開会式が4月27日(日)藤枝市総合運動公園サッカー場で開催され、9月末までの長いリーグ戦がスタートしました。

当日は、池ノ谷会長エレクト、平奉仕プロジェクト次年度委員長、平野次年度青少年委員長が出席していただきました。

第41回「藤枝市緑をすすめる会」総会が、本日(4/30)藤枝市役所で開催されました。組織は、藤枝市の23団体(市役所、市議会、商工会議所、J A、ロータリー2クラブ、ライオンズ2クラブ、青年会議所 等)の会員で構成されています。

年間予算は700万円程度、事業は「緑の募金運動 年間2回、植木祭り」等であります。会員の皆さんには募金でご協力をお願いすることも



あろうかと思いますがよろしくお願いいたします。

昨今のニュース「韓国の大型客船」沈没事故の件、今月4月16日午前8時58分頃、韓国の仁川港から済州島へ向かっていた、大型旅客船「セウォル(世越: SEWOL)」が、観梅島(クワンメド)沖海上で転覆し沈没しました。

客船には、修学旅行中の高校2年の生徒325人と引率教員14人、一般客108人、乗務員29人の計476名が乗船するとともに、車両は150台余りが積載されていたそうです。

事故により、死者200人超、行方不明者90名余(4/29現在)と大惨事になっています。

被害に遭われ、亡くなられた皆さんにはご冥福をお祈り申し上げます。

日が経つにつれ、客船乗務員の有事における常識を逸した無責任な対応と、会社のずさんな管理が浮き彫りになっています。

私の会社でも、災害時における「BCP対策」、イベント等における“有事における対策”も、常日頃からトレーニング(訓練)しておくことの大切さを痛感しました。

以上、会長報告といたします。

幹事報告

森下 敏顯君

・第2620地区より

5月のロータリーレートのお知らせが届いております。

1ドル=102円です

出席報告

河井 宏文君

本日のホームクラブ 出席者	前回の補正出席者
33/41 80.49%	35/41 85.37%

(1)欠席者(事前連絡とメイクアップをどうぞ)

○鈴木舜君 ○松田君 ○山田君 大杉君
栗原君 鈴木透君 仲田晃君 落合君

■スマイルBOX 河井 宏文君

- ・本日の出席で2001回になりました。
櫻井龍太君

スマイル累計額 147,000円

■会員卓話

「税務調査と書面
添付制度について」
平野 純也君



1) 税務調査について

- ・調査頻度は、法人のうち6% (10年に1回の割合)
- ・調査を受けると7割が誤りを指摘される
- ・調査のうち2割が悪質 8割が悪質ではない
- ・基本的には事前通知がある
- ・調査対象法人の区分け ①継続管理法人 ②循環接触法人③周期対象除外法人
- ・調査が入りやすい会社 ①黒字会社 ②消費税還付を受けた会社 ③売上・利益が急激に増加している会社 ④多額の非常的な経費が発生した会社(退職金、設備投資など)

2) 税務調査の内容

- ・売上の計上時期 (計上時期のずれ 締め後の売上漏れ 税務署も指摘しやすい?)
- ・交際費 (個人的か? 誰と行ったか?)
- ・在庫の計上漏れ (決算月に大量に仕入れ、在庫少ない)
- ・売上計上漏れ (社長個人通帳への入金?)
- ・架空人件費

3) 書面添付について

- ・決算書に会社の決算の内容を説明した文章を付けて税務署へ提出するもの
- ・どんな項目について、どの資料を確認し、どのように検討・判断したのかを記載
- ・税理士の権利であり、税理士が提出する決算書の品質保証(太鼓判)のようなもの

- ・税務調査前の意見聴取(税務署より調査の実施 → 添付書面の内容について意見聴取 → 結果、調査するかを検討 → 調査省略も。ほとんどが意見聴取の段階で省略されている)
- ・税理士は、顧問先の全社に添付する事は難しい? 責任問題がある
- ・法人税申告書に占める書面添付割合は7.4%(平成23年)

4) 書面添付のメリット

- ・調査期間の短縮や、調査省略に繋がる
- ・第三者に対する決算書の信頼性が高まる(金融機関の融資が有利。利率の軽減も)



(担当/菅原君)